

# 神戸市中央区マスコットキャラクター「かもめん」の着ぐるみ貸出要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市中央区マスコットキャラクター「かもめん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定める。

## (権利)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、神戸市に属する。

## (貸出目的)

第3条 着ぐるみは、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ貸出することができるものとする。

- (1) 公益的活動の推進を目的として使用するとき。
- (2) 神戸市中央区(以下、「区」という。)および区内各地域のPRを目的として使用するとき。
- (3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信するために使用するとき。

## (貸出物品)

第4条 「かもめん」着ぐるみ及びその装備品(附属品)とする。

## (貸出しについて)

第5条 貸出希望者は、あらかじめ「かもめん着ぐるみ貸出申込書」を神戸市中央区長(以下、「区長」という。)に提出し、区長の承認を得なければならない。

2 区長は申込内容について審査し、適当と認める場合は、貸出承認書を申込者に交付するものとする。なお、原則として先着順に承認するが、貸出希望日に神戸市・中央区主催の事業等において使用する場合は、市・区主催の事業を優先し、前項の承認を取り消す。

## (承認基準)

第6条 区長は、申込の内容が第3条に定める貸出目的に合致し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、承認する。

- (1) 市もしくは市の施設の管理者等が行う啓発活動または市主催(共催)事業で使用するとき。
  - (2) 国または地方公共団体が使用するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもの以外の団体等が中央区内における奉仕活動もしくは中央区の地域活性化につながる活動において使用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該使用により区の広報が期待できる場合であって、公益上の観点から区長が適当と認める場合は、承認する。

(承認基準に関する補則)

第7条 区長は、申込の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれのある場合、承認しない。

- (1) 区の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。また、そのおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (5) 特定の事業者または団体が行う販売促進活動、または営利活動に使用するとき。
- (6) その他、区長が着ぐるみの使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用料は、5日以内で2,000円とする。(年末年始等の長期休暇を挟む場合は要相談)

2 5日を超えて着ぐるみを使用する場合は、1日につき500円を追加して徴収する。

3 ただし、次の場合は無償とする。

- (1) 市もしくは市の施設の管理者等が行う啓発活動または市主催(共催)事業で使用するとき。
- (2) 国または地方公共団体が使用するとき。
- (3) 区内のふれあいのまちづくり協議会等の住民組織が地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (4) その他、公益上の観点から区長が無償とすることが適当であると認めるとき。

4 使用料は、区が発行する納付書により、区が指定する期日までに納付しなければならない。

5 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

(貸出に関する遵守事項)

第9条 第5条第1項の規定による承認を受けた者(以下、「借受者」という。)は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『「かもめん」着ぐるみ取り扱い説明書』の記載事項を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 貸出承認書に記載された貸出期間を遵守すること。
- (5) 火気、水周り及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第10条 区長は、申込内容が第7条に定める事項に該当する使用であることが判明した場合、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、第5条第1項の承認を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 着ぐるみを汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第12条 借受者は、着ぐるみの使用に関し、借受者の責めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、借受者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(市の責任)

第13条 着ぐるみの使用の承認に起因して、借受者が被った損害、または借受者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(個人情報の取り扱いについて)

第14条 市は、申込書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年1月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。